

新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議（第2回）  
議事次第

〔平成31年1月11日(金)15:00～15:30〕  
〔合同庁舎8号館8階特別大会議室〕

1 開会

2 議事

改元に伴う情報システム改修等への対応について

3 閉会

〔配付資料〕

資料1 新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議の開催に  
ついて

資料2 改元に伴う情報システム改修等への今後の対応について

参考資料1 安倍内閣総理大臣年頭記者会見（抜粋）

## 新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議の開催について

平成 30 年 5 月 17 日

関係省庁申合せ

平成 31 年 1 月 11 日一部改正

1. 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議（平成 29 年 6 月 7 日参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会）で、「政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにする」とされていることを踏まえ、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴う改元に向け、各府省庁が緊密な連携の下、必要な対応を進めるために、新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
3. 会議の庶務は、内閣官房及び内閣府において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府 CIO） 内閣府大臣官房長
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣総務官室） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁長官官房長 個人情報保護委員会事務局長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省大臣官房長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長 環境省大臣官房長 防衛省大臣官房長
オブザーバー	衆議院事務局庶務部長 参議院事務局庶務部長 国立国会図書館総務部長 最高裁判所事務総局総務局長 会計検査院事務総局次長 日本銀行理事 内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）

## 改元に伴う情報システム改修等への今後の対応について

4月1日に新元号が公表されることを踏まえ、各府省庁・独立行政法人等においては、引き続き、情報システムの改修作業に万全を期すとともに、以下の作業を実施することとする。

### 1. 官庁システムについて

- (1)各府省庁等が管理する個々の情報システムについては、引き続き、効率的に改修を進め、改元日に間に合うよう改修作業を終了することを基本とする。  
また、改元日以降に引き続き証明書等に旧元号が表記される場合であっても、国民生活に支障が生じることがないような措置を講じることとし、その内容を周知する。
- (2)官庁システムについては、電子申請により国民から様々な申請が行われていることから、円滑な申請状況を維持するため、一定期間は新旧両元号でのデータ受信を可能とするなどの対応を実施する。
- (3)地方公共団体についても、政府の取組を参考に適切な対応を実施するよう要請する。

### 2. 民間システムについて

- (1)システム改修に関係するベンダー企業に対して、ユーザー企業等へ必要な対応の周知を依頼する。特に、OS ベンダーについては、対応方針・スケジュール等について、それを利用するパッケージ・ベンダーやユーザー企業等に対し、周知徹底を行うよう促す。
- (2)ユーザー企業に対しても、今後、対応すべきこと、特に、テストを十分に行うこと、データのやりとりの相手方の対応を確認することなどについて、周知徹底を図る。

(3)システム対応が間に合わないユーザー企業においても、改元後に特段の問題が生じないように確認を行うとともに、改元後、円滑に改元対応を行っていくよう、周知徹底を図る。

⇒ この他、上記を達成するために必要な情報提供体制等の構築を検討する。

平成 31 年 1 月 4 日 安倍内閣総理大臣年頭記者会見（抜粋）

### 【冒頭発言】

（総理大臣）本年は、主要国の首脳が一堂に会する G 2 0 サミットを初めて日本で開催します。アフリカの国々が集まる T I C A D、秋にはラグビーワールドカップも予定されています。そして、5 月 1 日には皇太子殿下が御即位され、改元が行われます。新しい元号は、これまで改元に当たって決定、公表されてきましたが、今回は国民生活への影響を最小限に抑える観点から、先立って 4 月 1 日に発表する考えです。歴史的な皇位の継承を国民がこぞって寿（ことほ）ぐことができるよう、政府としてその準備に全力を尽くしてまいります。

そして、平成のその先の時代に向かって国民の皆様とともに力強いスタートを切る。本年を「日本の明日を切り拓く」1 年としたいと考えています。

### 【質疑応答】

（記者）今ほど言及された新元号の公表に関してなのですが、新元号に関する政令なのなのですが、今の天皇陛下が公表、公布されるかどうかという 1 点をまず確認させてください。

（総理大臣）改元についてであります。改元は皇太子殿下が御即位される 5 月 1 日に行います。新たな元号については、国民生活への影響を最小限に抑える観点から、4 月 1 日に元号を改める政令を閣議決定し、その公布は通常の政令制定の手續に従って行う考えであります。そして、具体的にどのような過程を経て元号を選定するかについては、平成改元時の手續を踏まえつつ決めていきたいと考えています。